

平成 29 年

第 5 回可児市議会定例会議案

平成29年11月30日

目 次

議案第56号	平成29年度可児市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第57号	平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	1
議案第58号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第59号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第60号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第61号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第62号	可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第63号	可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について	32
議案第64号	可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第65号	可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について	38
議案第66号	可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について	42
議案第67号	財産の無償貸付けについて	44
議案第68号	訴えの提起について	45
議案第69号	指定管理者の指定について	46
議案第70号	指定管理者の指定について	47
議案第71号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議について	48
議案第72号	市道路線の廃止について	60
議案第73号	市道路線の認定について	61

議案第56号

平成29年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

平成29年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第57号

平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第58号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p>		<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p>	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	372,000	1	373,000

2	<u>420,000</u>	2	<u>421,000</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第59号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第60号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第61号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 診療所において、医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、市の規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 診療所において、医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、市の規則で定めるもの 月額 <u>414,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定</p>

めるもの 月額 50,600円

(3) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

めるもの 月額 50,700円

(3) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

付 則	付 則
1～15 (略)	1～15 (略)
16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤労手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤労手当減額基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
17～20 (略)	17～20 (略)

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第19条 勤務1時間当たりの給与額は給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。	第19条 勤務1時間当たりの給与額は給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから <u>市の規則で定める時間を減じたもの</u> で除して得た額とする。
2 前項の規定にかかわらず、第10条に規定する初任給調整手当及び特殊勤務手当	2 前項の規定にかかわらず、第10条に規定する初任給調整手当及び特殊勤務手当

条例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) (略)

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3まで及び付則第13項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条及び付則第16項において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合においてはは

条例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) (略)

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第21条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合においては100分の102.5、12

100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第13項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び付則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤

月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤

勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

付 則

1～12 （略）

13 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に

勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

付 則

1～12 （略）

13から16まで 削除

対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が付則第9項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、付則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。））にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び付則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以

外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第22条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16

項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第27条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第27条第1項 前各号に定める額

イ 第27条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第27条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第27条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	行政職給料表
職務の級	6級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

15 付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額) に相当する額

<p>を減じた額とする。</p> <p>16 <u>付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</u></p>	
<p>17～20 （略）</p>	<p>17～20 （略）</p>

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条及び第2条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与（可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例（平成26年可児市条例第24号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表（第2条関係）
別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	

44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	446,200
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	446,500
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	446,800
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	447,100
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	447,500
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	447,800
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	448,100
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	448,400
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	448,800
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	449,100
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	449,400
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100	

	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400	
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600	
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800	
	94		294,400	342,200	381,000	392,900	412,100	
	95		294,800	342,700	381,400	393,200	412,400	
	96		295,200	343,100	381,800	393,400	412,600	
	97		295,400	343,200	382,100	393,600	412,800	
	98		295,700	343,700	382,500	393,900	413,100	
	99		296,100	344,100	382,900	394,200	413,400	
	100		296,500	344,400	383,300	394,400	413,600	
	101		296,700	344,700	383,600	394,600	413,800	
	102		297,000	345,100	384,000	394,900	414,100	
	103		297,400	345,500	384,400	395,200	414,400	
	104		297,700	345,900	384,800	395,400	414,600	
	105		297,900	346,400	385,100	395,600	414,800	
	106		298,200	346,800	385,500	395,900	415,100	
	107		298,600	347,200	385,900	396,200	415,400	
	108		298,900	347,600	386,300	396,400	415,600	
	109		299,100	348,100	386,600	396,600		
	110		299,500	348,500	387,000			
	111		299,900	348,800	387,400			
	112		300,200	349,100	387,800			
	113		300,300	349,600	388,100			
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員	—	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000
	3	164,200	193,000	240,800	261,900
	4	165,600	195,000	242,600	263,000
	5	167,100	197,100	244,000	263,700
	6	168,600	199,400	245,300	264,700
	7	170,100	201,700	246,500	265,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500
	9	172,900	206,400	248,800	267,600
	10	174,600	207,800	249,900	268,400
	11	176,200	209,200	250,800	269,500
	12	177,700	210,500	251,700	270,700
	13	179,200	211,900	253,000	272,000
	14	181,200	213,400	254,100	273,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900
	17	187,400	217,500	256,600	277,200
	18	189,500	219,000	257,500	278,600
	19	191,600	220,500	258,500	279,800
	20	193,700	222,000	259,400	281,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800
	22	198,000	225,100	261,300	284,400
	23	200,200	226,800	262,200	285,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300
	25	204,400	229,900	264,400	288,600
	26	205,700	231,600	265,700	290,400
	27	207,000	233,300	266,900	292,200
	28	208,300	235,000	268,100	293,900
	29	209,500	236,600	269,300	295,400
	30	210,700	238,000	270,800	297,000
	31	212,000	239,300	272,400	298,600
	32	213,200	240,400	273,800	300,300
	33	214,500	241,600	275,400	301,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200
	35	217,100	243,600	278,200	304,800
	36	218,400	244,700	279,500	306,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	

38	221,200	246,900	282,500	309,200
39	222,500	247,800	284,000	310,600
40	223,900	248,900	285,400	312,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700
42	226,300	250,400	288,400	315,100
43	227,700	251,300	289,900	316,500
44	229,100	252,200	291,500	318,000
45	230,300	253,000	292,800	318,900
46	231,700	254,000	294,200	320,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200
49	235,300	256,900	298,400	324,300
50	236,400	258,100	299,700	325,700
51	237,400	259,300	300,900	327,000
52	238,500	260,500	302,300	328,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700
54	240,700	263,100	305,000	331,100
55	241,700	264,500	306,400	332,500
56	242,700	265,900	307,800	333,800
57	243,500	267,500	308,700	334,700
58	244,500	269,100	309,900	336,000
59	245,200	270,600	311,100	337,200
60	246,200	272,100	312,500	338,500
61	247,100	273,500	313,600	339,600
62	248,100	275,000	314,900	340,500
63	248,900	276,500	316,200	341,700
64	249,900	277,800	317,400	343,000
65	250,800	279,300	318,700	344,100
66	251,800	280,800	320,000	345,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500
68	253,800	283,800	322,600	347,600
69	254,600	284,900	323,300	348,600
70	255,700	286,400	324,400	349,600
71	256,800	287,900	325,500	350,700
72	258,000	289,300	326,400	351,800
73	259,400	290,400	327,700	352,600
74	260,700	291,800	328,400	353,700
75	262,000	293,000	329,500	354,800
76	263,200	294,300	330,700	355,900
77	264,200	295,700	331,800	356,600
78	265,300	297,000	333,000	357,400
79	266,600	298,200	334,100	358,200

80	267,800	299,500	335,300	358,900
81	268,800	300,100	336,400	359,500
82	269,800	301,300	337,500	360,000
83	270,900	302,400	338,500	360,600
84	272,000	303,600	339,600	361,100
85	272,800	304,700	340,500	361,700
86	273,700	305,900	341,500	362,200
87	274,800	307,100	342,400	362,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300
89	276,800	309,500	344,400	363,700
90		310,700	345,200	364,100
91		311,900	346,000	364,700
92		313,100	346,800	365,200
93		313,900	347,400	365,500
94		314,600	348,000	366,000
95		315,300	348,700	366,400
96		315,900	349,300	366,700
97		316,600	349,700	367,300
98		316,900	350,100	367,800
99		317,500	350,600	368,300
100		318,200	351,000	368,800
101		318,600	351,500	369,400
102		319,200	351,900	369,900
103		319,800	352,400	370,400
104		320,400	352,800	370,800
105		320,800	353,100	371,400
106		321,300	353,600	371,900
107		321,800	354,000	372,400
108		322,300	354,300	372,900
109		322,700	354,800	373,500
110		323,100	355,300	373,900
111		323,400	355,800	374,400
112		323,700	356,300	374,900
113		324,100	356,800	375,500
114		324,500	357,300	
115		324,900	357,800	
116		325,200	358,200	
117		325,400	358,600	
118		325,700	359,000	
119		326,100	359,500	
120		326,300	360,000	

	121		326,500	360,400	
	122		326,800	360,900	
	123		327,100	361,400	
	124		327,400	361,900	
	125		327,600	362,200	
	126		327,900		
	127		328,300		
	128		328,500		
	129		328,600		
再任用職員	—	234,700	255,000	262,200	272,400

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400
	2	157,300	208,200	253,900	275,200
	3	158,500	210,000	255,300	276,800
	4	159,700	211,700	256,900	278,300
	5	160,700	213,400	258,000	280,100
	6	162,200	215,200	259,300	282,200
	7	163,600	217,000	260,700	284,300
	8	165,000	218,700	262,100	286,600
	9	166,300	220,600	263,300	288,600
	10	167,700	222,100	264,800	290,700
	11	169,100	223,500	266,100	292,900
	12	170,600	224,900	267,200	295,000
	13	172,100	226,400	268,500	296,800
	14	173,600	228,000	270,200	299,100
	15	175,100	229,600	271,900	301,300
	16	176,500	231,200	273,600	303,500
	17	178,100	232,600	275,200	305,600
	18	179,900	234,200	277,100	307,900
	19	181,600	235,700	278,900	310,100
	20	183,300	237,200	280,500	312,400
	21	184,800	238,300	282,100	314,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500
	23	188,200	241,100	285,500	318,700
	24	189,800	242,500	287,200	320,800
	25	191,400	244,000	289,100	322,800
	26	193,200	245,700	290,800	324,800
	27	195,000	247,200	292,600	326,900
	28	196,700	248,900	294,400	328,900
	29	198,500	250,300	295,800	330,800
	30	200,000	251,600	297,500	332,900
	31	201,500	252,900	299,200	334,800
	32	202,900	254,300	300,800	336,900
	33	204,400	255,600	302,300	338,500
	34	205,700	256,900	303,900	340,400
	35	207,000	258,200	305,400	342,300
	36	208,200	259,400	307,000	344,200
37	209,500	260,800	308,600	345,500	

38	210,900	262,400	310,100	347,400
39	212,300	264,000	311,500	349,300
40	213,700	265,500	313,100	351,100
41	214,700	266,900	314,400	353,000
42	215,900	268,500	316,000	354,800
43	217,000	270,100	317,500	356,600
44	218,200	271,600	319,000	358,300
45	219,100	273,300	320,100	360,100
46	220,200	274,900	321,300	361,500
47	221,100	276,500	322,500	363,000
48	222,100	278,100	323,700	364,400
49	223,000	279,600	324,700	365,400
50	224,100	281,200	325,700	366,500
51	225,200	282,800	326,600	367,600
52	226,000	284,300	327,600	368,700
53	226,600	285,800	328,500	369,600
54	227,700	287,300	329,200	370,200
55	228,400	288,700	330,000	371,000
56	229,300	290,200	330,800	371,800
57	230,100	291,600	331,400	372,600
58	231,000	293,000	331,900	373,400
59	231,800	294,500	332,500	374,200
60	232,700	296,000	333,000	375,000
61	233,700	297,200	333,500	375,900
62	234,600	298,700	333,700	376,600
63	235,500	299,900	334,300	377,300
64	236,300	301,400	334,900	378,000
65	237,200	302,500	335,200	378,300
66	238,200	303,800	335,700	378,900
67	239,400	304,900	336,200	379,500
68	240,500	306,200	336,700	380,200
69	241,500	307,000	337,200	380,600
70	242,600	308,100	337,700	381,300
71	243,700	309,300	338,100	381,900
72	244,600	310,500	338,600	382,500
73	245,300	311,800	338,800	382,900
74	246,400	312,500	339,300	383,500
75	247,500	313,200	339,800	384,100
76	248,500	313,800	340,300	384,700
77	249,400	314,600	340,600	385,100
78	250,400	315,300	341,000	385,600
79	251,400	316,000	341,500	386,100

80	252,400	316,700	341,900	386,700
81	253,300	317,000	342,100	387,200
82	254,000	317,300	342,400	387,600
83	255,000	317,900	342,900	388,000
84	256,000	318,200	343,300	388,400
85	256,700	318,600	343,600	388,600
86	257,500	318,900	343,900	388,800
87	258,200	319,300	344,400	389,100
88	259,100	319,600	344,800	389,400
89	259,700	320,100	345,100	389,600
90	260,500	320,500	345,500	389,900
91	261,300	320,800	345,900	390,200
92	262,100	321,100	346,100	390,400
93	262,600	321,600	346,400	390,600
94	263,300	322,000		
95	263,800	322,200		
96	264,500	322,600		
97	265,200	323,000		
98	265,900	323,400		
99	266,600	323,800		
100	267,300	324,200		
101	267,800	324,400		
102		324,700		
103		325,000		
104		325,300		
105		325,700		
106		325,900		
107		326,200		
108		326,600		
109		327,000		
110		327,300		
111		327,700		
112		328,000		
113		328,300		
114		328,700		
115		329,000		
116		329,200		
117		329,300		
118		329,700		
119		330,100		
120		330,500		

	121		330,700		
	122		330,900		
	123		331,100		
	124		331,300		
	125		331,500		
	126		331,700		
	127		331,900		
	128		332,100		
	129		332,300		
	130		332,500		
	131		332,700		
	132		332,900		
	133		333,100		
	134		333,300		
	135		333,500		
	136		333,700		
	137		333,900		
	138		334,100		
	139		334,300		
	140		334,500		
	141		334,700		
再任用職員	—	201,100	240,600	254,900	288,000

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第62号

可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後				
<p style="text-align: center;">可児市兼山歴史民俗資料館の 設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 可児市は、歴史上又は芸術上重要な文化財等の収集及び保存を行い、一般に公開して教育、学術及び文化の向上に寄与するため、<u>歴史民俗資料館</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>歴史民俗資料館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>兼山歴史民俗資料館</u> 位置 <u>可児市兼山675番地1</u></p>	<p style="text-align: center;">可児市戦国山城ミュージアムの 設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 可児市は、<u>美濃金山城跡を中心とした歴史上又は芸術上重要な文化財等の収集及び保存を行い、一般に公開して教育、学術及び文化の向上並びに観光の振興に寄与するため、戦国山城ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>ミュージアム</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">戦国山城ミュージアム</td> <td style="text-align: center;">可児市兼山675番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戦国山城ミュージアム	可児市兼山675番地1
名称	位置				
戦国山城ミュージアム	可児市兼山675番地1				

<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>兼山歴史民俗資料館</u>（以下「資料館」という。）に館長及び必要な職員を置く。</p> <p>(入館料)</p> <p>第4条 <u>資料館</u>に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 <u>資料館</u>に入館した者は、<u>資料館</u>の施設、備品又は資料をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 共通入館料とは、<u>資料館</u>のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館する場合の入館料をいう。</p>	(略)	<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>ミュージアム</u>に館長及び必要な職員を置く。</p> <p>(入館料)</p> <p>第4条 <u>ミュージアム</u>に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 <u>ミュージアム</u>に入館した者は、<u>ミュージアム</u>の施設、備品又は資料をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 共通入館料とは、<u>ミュージアム</u>のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館場合の入館料をいう。</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年6月30日から施行する。

(可児郷土歴史館条例の一部改正)

第2条 可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>別表（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 共通入館料とは、歴史館のほか、可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する兼山歴史民俗資料館及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館する場合の入館料をいう。</p>	<p>別表（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 共通入館料とは、歴史館のほか、可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する戦国山城ミュージアム及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館場合の入館料をいう。</p>
---	---

（可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>別表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 共通入館料とは、資料館のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する兼山歴史民俗資料館のうち、いずれかを選択し、入館場合の入館料をいう。</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 共通入館料とは、資料館のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する戦国山城ミュージアムのうち、いずれかを選択し、入館場合の入館料をいう。</p>

議案第63号

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 公共施設及び周辺の道路の安全かつ円滑な利用環境を確保するため、可児市市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
可児市子育て健康プラザ駐車場	可児市下恵土213番地1

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間は、終日とし、入場又は出場できる日及び時間は、規則で定める。

(駐車できる自動車)

第4条 駐車することができる自動車（以下「自動車」という。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条に規定するもののうち次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 法第3条に規定する普通自動車のうち、全長4.95メートル以下、全幅1.85メートル以下、全高2メートル以下及び車両総重量2.5トン以下のもの
- (2) 法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪以外のもの

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用者が自動車を出場させる際に納付するものとする。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料を減免することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるとき。

（使用の禁止）

第7条 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場を使用することができない。

- (1) 引火、発火若しくは爆発のおそれがある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載している自動車
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備（以下「施設等」という。）又は他の自動車を損傷するおそれがあると認められる自動車
- (3) 区画線を越える荷物を積載している自動車
- (4) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車

（禁止行為）

第8条 何人も、駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等を汚損し、又はき損すること。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害すること。
- (4) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、退去を命ずることができる。

（供用の休止）

第9条 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（損害賠償の義務）

第10条 駐車場の施設等に損害を与えた者は、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（市の免責）

第11条 市は、駐車場において損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責めを負わない。

（過料）

第12条 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第24号）の施行の日から施行する。

別表（第5条関係）

可児市子育て健康プラザ駐車場使用料

区分	使用料（30分につき）
入場から1時間まで	無料
1時間を超える場合	100円

備考

- 1 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、その端数は30分として計算する。
- 2 使用料は、出場できない日及び時間についても、駐車場を使用している限り、発生するものとする。

議案第64号

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例（平成16年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別徴収金の額) 第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地について、 <u>法第113条の2第2項</u> の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する日以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は土地改良事業により畑として造成等が行われた農地について開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につい	(特別徴収金の額) 第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地について、 <u>法第113条の3第3項</u> の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する日以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は土地改良事業により畑として造成等が行われた農地について開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につい

て徴収する特別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が当該事業について県から交付を受けた補助金の額に市が負担した額を加えた額相当額に、事業の施行に係る地域内にある土地の面積に対する当該土地の面積の割合（以下「受益率」という。）を乗じて得た額とし、県営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が負担した額に受益率を乗じて得た額とする。

て徴収する特別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が当該事業について県から交付を受けた補助金の額に市が負担した額を加えた額相当額に、事業の施行に係る地域内にある土地の面積に対する当該土地の面積の割合（以下「受益率」という。）を乗じて得た額とし、県営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が負担した額に受益率を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民及び市を訪れる観光客の利便性を向上して観光の振興に資するため、可児市観光交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
可児市観光交流館	可児市兼山674番地1

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興に関する事業
- (2) 市民の交流の促進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 交流館の施設のうち別表に定める施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、使用許可に際して、交流館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 交流館の施設又は備品（以下「施設等」という。）を汚損し、き損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 交流館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置目的上又は公の施設としての役割上、その使用が不適當であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に交流館を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をした事項を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、使用許可に付した条件又は使用許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則その他交流館が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、使用許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 公益上特に必要と認められるとき。
- (5) その他交流館の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が損害を受けても、市長はこれに対して賠償の責任を負わないものとする。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、交流館に特別の設備を設け、若しくは備付けの器具以外の器具を搬入し、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第7条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2) この条例に基づく規則で定める日までに使用の取下げの申出があったとき。

(3) その他市長が適当と認めたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき又は第10条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者その他交流館を利用する者は、交流館の施設等を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(入場等の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流館への入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物を携行する者

(3) 交流館の施設等に損害を与えるおそれのある者

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(5) 市長の許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しようとする者

(6) この条例の規定又はこの条例に基づく規則に定める遵守事項その他交流館が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定に違反する者

(7) その他管理運営上支障があると認められる者

(施設への立入り)

第16条 市長が交流館の管理運営上、施設への立入りを求めた場合においては、使用者はこれを拒むことができない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の廃止)

第2条 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行日前に廃止前の可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条、第12条関係）

交流館使用料

部屋	使用料（1時間につき）
工作ロフト	350円
音楽ロフト	350円
会議室	240円

備考

- 1 使用者が1人につき1,000円を超える入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2倍の額とする。
- 2 前項の入場料とは、入場料金、会費その他名目のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいい、その対価に大人、小人等の別、指定席の別等複数の区分がある場合は、そのうちの最高額をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として使用料の額を計算する。

議案第66号

可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について

可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 歩行者の往来の利便を図るとともに、快適な都市環境の実現に資するため、可児駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自由通路の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
可児駅東西自由通路	可児市下恵土1223番地6

(構成)

第3条 自由通路は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 通路（鉄道事業者が管理する部分を除く。）
- (2) 階段及びエレベーター
- (3) その他附帯する施設

(禁止行為)

第4条 何人も、自由通路においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 通行の妨害となる行為をすること。
- (2) 自由通路の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、き損し、又は滅失すること。
- (3) 自転車に乗車して通行し、又は駐輪すること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を持ち込むこと。
- (5) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (6) 寝泊りすること。
- (7) 火気類を使用すること。
- (8) 危険物を持ち込むこと。
- (9) 喫煙又は飲酒をすること。

- (10) 物品の販売、広告類の配布、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (11) 演説、展示会、集会、酒宴その他これらに類する行為をすること。
- (12) ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示すること。
- (13) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(占用の禁止)

第5条 何人も、自由通路を占有することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 市政等の広報、啓発等の目的に使用するもの
- (2) 自由通路の保守及び管理に必要なもの
- (3) 鉄道施設の保守、管理等に必要なもののうち、市長が特に認めたもの
- (4) その他市長が公益上特に必要と認めたもの

(原状回復及び損害賠償の義務)

第6条 第4条第2号に該当する行為をした者は、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が原状に回復し、又は損害を賠償させることが適当でないとき、市長がこれを認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第7条 第4条各号に該当する行為による事故又は管理上の責に帰さない事故について、市は一切その責を負わない。

(利用の禁止等)

第8条 市長は、自由通路の施設等が損傷その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定の適用によって利用者等が損害を受けても、市長はこれに対して賠償の責任を負わないものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年3月23日から施行する。

議案第67号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 財産の所在地等
(土地)

所在地	地目	地積
可児市虹ヶ丘六丁目120番	雑種地	4,536㎡
可児市虹ヶ丘六丁目120番1	山林	2,081㎡
可児市虹ヶ丘六丁目120番2	雑種地	785㎡
可児市虹ヶ丘六丁目120番3	山林	934㎡
可児市虹ヶ丘六丁目121番	雑種地	8,228㎡
可児市虹ヶ丘六丁目121番1	山林	65㎡
可児市虹ヶ丘六丁目121番2	山林	179㎡
可児市虹ヶ丘六丁目121番3	山林	157㎡
可児市虹ヶ丘六丁目655番2	山林	19㎡

(建物)

所在地	構造	床面積
可児市虹ヶ丘六丁目121番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺2階建	1階 204.60㎡
		2階 180.00㎡

(その他)

土地上の既設工作物

- 2 目的 岐阜医療科学大学の施設
- 3 相手方 愛知県名古屋市東区泉一丁目23番37号
学校法人神野学園 理事長 山田 弘幸
- 4 期間 平成30年1月1日から平成59年12月31日まで

議案第68号

訴えの提起について

根抵当権設定登記の抹消登記手続きを求める訴えを次のとおり提起する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 相手方
静岡県静岡市葵区両替町一丁目5番地の2
有限会社中濃商事 代表取締役 完山 加代子
- 2 訴えの趣旨
市所有の土地に設定されている根抵当権設定登記の抹消登記手続きを求める。
- 3 訴訟の方針
必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第69号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 可児市多文化共生センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 可児市下恵土1185番地7
特定非営利活動法人可児市国際交流協会
理事長 渡邊 孝夫 |
| 3 | 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第70号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 中央児童センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太郎 |
| 3 | 指定の期間 | 可児市子育て健康プラザの開館日から平成33年3月31日
日まで |

議案第71号

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のとおり変更する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

第1条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会議員の定数及び選挙の方法等）

第5条 組合議会の議員の定数は28人とし、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 組合を組織する市の長 | 7人 |
| (2) 組合を組織する市の議会の議長が互選した者 | 1人 |
| (3) 各郡町村長会長 | 17人 |
| (4) 岐阜県町村議会議長会の正副会長 | 3人 |

第10条第2項中「学識経験」を「知識経験」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 監査委員の任期は、4年とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、一般職については1000分の110以内、特別職については1000分の300以内とし、組合市町村の退職者数及び組合の事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。

別表を次のように改める。

<別表>

1. 市 町 村

美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市
羽島郡 川島町 岐南町 笠松町 柳津町

海津郡 海津町 平田町 南濃町
養老郡 養老町 上石津町
不破郡 垂井町 関ヶ原町
安八郡 神戸町 輪之内町 安八町 墨俣町
揖斐郡 揖斐川町 谷汲村 大野町 池田町 春日村 久瀬村 藤橋村
坂内村 徳山村
本巣郡 北方町 本巣町 穂積町 巣南町 真正町 糸貫町 根尾村
山県郡 高富町 伊自良村 美山町
武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
郡上郡 八幡町 大和村 白鳥町 高鷲村 美並村 明方村 和良村
加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村
可児郡 御嵩町 可児町 兼山町
土岐郡 笠原町
恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村 岩村町
山岡町 明智町 串原村 上矢作町
益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村
大野郡 丹生川村 清見村 荘川村 白川村 宮村 久々野町 朝日村
高根村
吉城郡 古川町 国府町 河合村 宮川村 神岡町 上宝村

2. 一部事務組合

羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合
笠松競馬場管理組合 海津郡消防組合 今尾中学校組合 養南中学校組合
南濃中学校組合 安八郡東安中学校組合 南濃衛生施設利用事務組合 岐阜県
西濃町村競輪組合 西南濃粗大廃棄物処理組合 西濃環境整備組合 不破消防
組合 揖斐郡養基小学校養基保育所組合 揖斐川水防事務組合 揖斐郡青年の
家事務組合 揖斐郡消防組合 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合
北方小中学校給食共同調理組合 本巣消防事務組合 本巣郡北方町中学校組合
岐 阜 市

本巣老人福祉施設事務組合 岐北衛生施設利用組合 山県郡環境衛生施設組
合 中濃市町村造林組合 郡上造林組合 郡上南部環境衛生施設利用組合 郡
上広域行政事務組合 可茂衛生施設利用組合 美濃加茂市富加町中学校組合
可茂消防事務組合 中濃体育館組合 可児川防災溜池一部事務組合 御嵩町 中
兼山町
学校組合 可児郡青年の家事務組合 恵那郡南部衛生施設利用組合 恵那郡北
部衛生施設利用組合 加子母、東白川学校給食共同調理組合 中津川・恵那広
域行政事務組合 益田郡衛生施設利用組合 益田地域広域町村圏事務組合 大
野郡会館組合 南大野衛生施設利用組合 荘白川衛生施設利用組合 北吉城衛
生施設利用組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合

第2条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長は組合長を、副議長は副組合長をもってこれに充てる」を「議

員のうちから選挙する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

別表中「可茂消防事務組合」の次に「可茂公設地方卸売市場組合」を加える。

第3条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「30人」に改め、同条第1号中「7人」を「8人」に改め、同条第2号中「1人」を「2人」に改める。

別表中「各務原市」の次に「可児市」を加え、「可児町」を削り、「笠松競馬場管理組合」の次に「木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「本巣老人福祉施設事務組合」の次に「本巣福祉医療施設事務組合」を、「山県郡環境衛生施設組合」の次に「山県消防組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削り、「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改め、「中津川・恵那広域行政事務組合」の次に「恵那市体育館管理組合 恵南消防組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る。

第4条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「山県消防組合」の次に「山県農業共済事務組合」を、「恵南消防組合」の次に「恵南農業共済事務組合 恵北消防組合」を加える。

第5条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「不破消防組合」の次に「海津郡農業共済事務組合」を加え、「郡上造林組合」及び「中濃体育館組合」を削り、「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改め、「荘白川衛生施設利用組合」の次に「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える。

第6条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「養南中学校組合」を削り、「海津郡農業共済事務組合」の次に「不破准看護婦学校組合を加え、
「本巣郡北方町
岐阜市
中学校組合」を削り、「可茂公設卸売市場組合」の次に「可茂農業共済事務組合」を加え、「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」の次に「大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加え、「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める。

第7条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「大和村」を「大和町」に改め、「本巣福祉医療施設事務組合」の次に「本巣農業共済事務組合」を、「可児青年の家事務組合」の次に「東濃西部農業共済事務組合」を加える。

第8条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「徳山村」を削る。

第9条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「山県農業共済事務組合」の次に「山県郡老人福祉施設事務組合」を加え

る。

第10条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第3条中「勸しょう」を「勸奨」に改める。

第10条第4項中「選任せられた」を「選任された」に改める。

第12条及び第15条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改め、「不破准看護婦学校組合」の次に「海津郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「高須輪中衛生施設利用組合」を、「中濃市町村造林組合」の次に「中濃消防組合」を加え、「可児青年の家事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める。

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「南濃中学校組合」及び「大野郡農業共済事務組合」を削り、「飛騨消防組合」の次に「飛騨農業共済事務組合」を加え、「吉城農業共済事務組合」を削る。

第13条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡消防組合」の次に「揖斐郡老人福祉施設事務組合」を、「山県郡老人福祉施設事務組合」の次に「山県郡障害児療育施設事務組合」を加える。

第14条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

別表中「明方村」を「明宝村」に、「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に改める。

第15条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、組合市町村の退職者数及び組合事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は組合議会の議決を経て増減することができる。

第16条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市司町38番地岐阜県市町村会館内」を「岐阜市」に改める。

「第2章 組合議会」を「第2章 組合の議会」に改める。

第5条の見出しを「(組合の議会の組織)」に改め、同条中「組合議会の議員」を「組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第2項中「議員」を「組合議員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する。

第8条第7項を削る。

第10条第2項中「組合の議員」を「組合議員」に改め、同条第4項を削る。

第14条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

別表中「揖斐郡青年の家事務組合」を削る。

第17条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「高須輪中衛生施設利用組合」の次に「安八老人福祉施設事務組合」を加える。

第18条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「各郡町村長会長」を「各郡町村会長」に改める。

第9条第2項中「岐阜県町村長会事務局長」を「岐阜県町村会事務局長」に改める。

別表中「笠松競馬場管理組合」を削り、「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「海津郡老人保健施設事務組合」を加え、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える。

第19条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡農業共済事務組合」、「本巣農業共済事務組合」及び「山県農業共済事務組合」を削り、「中濃消防組合」の次に「中濃地域農業共済事務組合」を加え、「可茂農業共済事務組合」を削る。

第20条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那郡南部衛生施設利用組合」を「恵南福祉保健衛生施設組合」に改める。

第21条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第2条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

別表中「南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合」を削り、「北吉城地区事務組合」の次に「吉城広域行政事務組合」を加える。

第22条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「2. 一部事務組合」を「2. 地方公共団体の組合」に改め、「吉城広域行政事務組合」を削り、同表に「(2) 広域連合 益田広域連合 吉城広域連合」を加える。

第23条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡老人福祉施設事務組合」の次に「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を加え、「郡上広域行政事務組合」及び「益田広域事務組合」を削り、「益田広域連合」を「郡上広域連合 益田広域連合」に改める。

第24条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「郡上広域連合」を「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合 郡上広域連合」に改める。

第25条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」及び「海津郡老人福祉施設事務組合」を削り、「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改め、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可児川防災等ため池組合」

の次に「可茂広域行政事務組合」を加え、「北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める。

第26条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に、「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める。

第27条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第3号中「17人」を「16人」に改める。

別表中「可児市」の次に「山県市」を加え、「山県郡 高富町 伊自良村 美山町」及び「山県郡環境衛生施設組合 山県消防組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合」を削る。

第28条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「31人」に改め、同条第1号中「9人」を「10人」に改める。

「第6章 雑則」を「第6章 加入及び脱退の取扱い」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 新たに市町村及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合がこの組合に加入する場合、又は組合市町村がこの組合から脱退する場合の取扱いは、別に条例で定める。

別表中「山県市」の次に「瑞穂市」を加え、「穂積町 巢南町」を削る。

第29条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「33人」に改め、同条第1号中「10人」を「12人」に改める。

別表中「瑞穂市」の次に「飛騨市 本巣市」を加え、「本巣町 真正町 糸貫町 根尾村」、「古川町」及び「河合村 宮川村 神岡町」を削り、「飛騨農業共済事務組合」の次に「古川国府給食センター利用組合」を加え、「吉城広域連合」を削る。

第30条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「12人」を「14人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

別表中「本巣市」の次に「郡上市 下呂市」を加え、「郡上郡 八幡町 大和町 白鳥町 高鷲村 美並村 明宝村 和良村」、「益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村」及び「郡上広域連合 益田広域連合」を削る。

第31条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第3条中「（在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職手当に係る部分を除く。）」を削る。

別表中「不破准看護学校組合」、「揖斐郡老人福祉施設事務組合」及び「加子母、東白川学校給食共同調理組合」を削る。

第32条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「 恵那市」を削り、「羽島市」の次に「 恵那市」を加え、「 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町」、「 恵南福祉保健衛生施設組合」及び「 恵南消防組合」を削る。

第33条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「 川島町」を削る。

第34条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「 大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を削る。

第35条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐川町 谷汲村」を削り、「揖斐郡」の次に「揖斐川町」を加え、「 春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村」を削る。

第36条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「33人」を「32人」に改め、同条第3号中「14人」を「13人」に改める。

別表中「 丹生川村 清見村 荘川村」、「 宮村 久々野町 朝日村 高根村」、「 吉城郡 国府町 上宝村」、「 大野郡会館組合 南大野地域行政事務組合 荘白川衛生施設利用組合 飛騨消防組合」及び「 古川国府給食センター利用組合」を削る。

第37条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「32人」を「31人」に改め、同条第3号中「13人」を「12人」に改める。

別表中「武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村」を削る。

第38条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「30人」に改め、同条第3号中「12人」を「11人」に改める。

別表中「恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村」及び「 恵那郡北部衛生施設利用組合 中津川・恵那広域行政事務組合 恵北消防組合」を削る。

第39条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

別表中「下呂市」の次に「 海津市」を加え、「海津郡 海津町 平田町 南濃町」、「 海津郡消防組合」、「 高須輪中衛生施設利用組合」及び「 海津郡サンリバー広域連合」を削る。

第40条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「 中濃市町村造林組合」を削る。

第41条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「28人」に改め、同条第4号中「正副会長」を「会長」に、「3人」を「1人」に改める。

第42条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「 兼山町」を削り、「^{御嵩町}中学校組合」を「可児市・御嵩町中学校組合」に改める。

第43条 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

別表中「柳津町」を削る。

第44条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「27人」に改め、同条第3号中「10人」を「9人」に改める。

別表中「土岐郡 笠原町」を削る。

第45条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「上石津町」及び「墨俣町」を削る。

第46条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「安八郡東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改める。

第47条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(組合長、副組合長及び会計管理者)」に改め、同条第1項中「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管理者」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てる。

第48条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加える。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人

第49条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「可茂広域行政事務組合」を削る。

第50条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は27人とし、組合市町村の長及び組合市町村の議会議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ選任する。

区分	人数	選任の方法
市長	15人	全員
市の議会議長	2人	互選
町村長	9人	互選
町村の議会議長	1人	互選

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条を次のように改める。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

「第4章 退職手当を受ける者の範囲等」を「第4章 退職手当」に改める。

第11条中「組合市町村から給料の支給を受けている者で、条例で定めるもの又はその遺族とする」を「条例でこれを定める」に改める。

第12条中「国家公務員退職手当法及び他の市町村職員退職手当組合」を「国及び他の地方公共団体の職員」に改める。

第14条の見出しを「(負担金)」に改める。

第15条中「国家公務員退職手当法第5条の例による整理退職手当を受ける職員の属する」を「前条に定めるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表

美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、中濃地域農業共済事務組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合
--

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定（中欄に規定がない場合にあつては、左欄に掲げる規定）は、それぞれ当該右欄に定める日から適用する。

条	改正規定	適用年月日
第1条		昭和52年10月1日
第2条	第7条の改正規定	昭和53年5月18日
	別表の改正規定	昭和52年8月1日
第3条	第5条の改正規定	昭和57年4月1日
	別表中「本巣福祉医療施設事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る規定	昭和53年4月1日
	別表中「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「恵南消防組合」を加える規定	昭和54年4月1日
	別表中「木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削る規定	昭和55年4月1日
	別表中「可児川防災溜池一部事務組合」を「可	昭和55年4月28日

	児川防災等ため池組合」に改める規定	
	別表中「 山県消防組合」を加える規定	昭和56年4月1日
	別表中「 可児市」を加え、「 可児町」を削る規定	昭和57年4月1日
第4条		昭和57年4月1日
第5条	別表中「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に改める規定	昭和57年4月1日
	別表中「 海津郡農業共済事務組合」を加え、「 中濃体育館組合」を削り、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改める規定	昭和58年4月1日
	別表中「 郡上造林組合」を削る規定	昭和58年12月1日
	別表中「 大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える規定	昭和59年4月1日
第6条	別表中「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める規定	昭和59年2月28日
	別表中「 養南中学校組合」及び「 本巣郡北方 岐阜 町 市 中学校組合」を削る規定	昭和59年4月1日
	別表中「 不破准看護婦学校組合」、「 可茂農業共済事務組合」及び「 大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加える規定	昭和60年4月1日
第7条	別表中「大和村」を「大和町」に改める規定	昭和60年11月1日
	別表中「 本巣農業共済事務組合」及び「 東濃西部農業共済事務組合」を加える規定	昭和61年4月1日
第8条		昭和62年4月1日
第9条		昭和62年4月1日
第10条	本則の改正規定	昭和63年11月2日
	別表中「 海津郡老人福祉施設事務組合」を加える規定	昭和62年10月1日
	別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改める規定	昭和63年4月1日
第11条	別表中「 可児青年の家事務組合」を削る規定	昭和63年4月1日
	別表中「 高須輪中衛生施設利用組合」を加える規定	昭和63年7月1日

	別表中「中濃消防組合」を加え、「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める規定	平成元年4月1日
第12条		平成2年4月1日
第13条		平成3年4月1日
第14条		平成4年4月1日
第15条		平成5年4月1日
第16条	本則の改正規定	平成6年4月1日
	別表の改正規定	平成5年4月1日
第17条		平成6年4月1日
第18条	本則の改正規定及び別表中「笠松競馬場管理組合」、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える規定	平成8年4月1日
	別表中「海津郡老人保健施設事務組合」を加える規定	平成8年7月1日
第19条		平成9年4月1日
第20条		平成10年4月1日
第21条		平成11年4月1日
第22条		平成11年10月1日
第23条		平成12年4月1日
第24条		平成13年4月1日
第25条	別表中「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改める規定	平成12年4月1日
	別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可茂広域行政事務組合」を加え、「北古城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める規定	平成13年4月1日
	別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」を削る規定	平成13年5月1日
第26条	別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に改め、	平成14年4月1日

	「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める規定	
	別表中「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改める規定	平成14年4月11日
第27条		平成15年4月1日
第28条	第5条及び別表の改正規定	平成15年5月1日
	第6章の章名及び第17条の改正規定	平成15年12月8日
第29条		平成16年2月1日
第30条		平成16年3月1日
第31条	本則の改正規定	平成16年11月29日
	別表の改正規定	平成16年4月1日
第32条		平成16年10月25日
第33条		平成16年11月1日
第34条		平成16年12月1日
第35条		平成17年1月31日
第36条		平成17年2月1日
第37条		平成17年2月7日
第38条		平成17年2月13日
第39条		平成17年3月28日
第40条		平成17年4月1日
第41条		平成17年8月9日
第42条		平成17年5月1日
第43条		平成18年1月1日
第44条		平成18年1月23日
第45条		平成18年3月27日
第46条		平成18年3月27日
第47条		平成19年4月1日
第48条		平成24年2月15日
第49条		平成29年4月1日
第50条	別表の改正規定	平成30年4月1日

議案第72号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
10号線	可児市今渡字坂之下	
	可児市下恵土字針満	

議案第73号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成29年11月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
10号線	可児市今渡字坂之下	
	可児市下恵土字前田	
5399号線	可児市下恵土字針満	
	可児市下恵土字針満	